

小平市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

1 目的

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が令和 8 年 4 月 1 日に改正され、法第 8 条第 1 項において、服務監督教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとする規定されたことを踏まえ、小平市立小・中学校に勤務する教職員の時間外在校等時間、教職員のワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標を定め、教職員の業務量及び健康確保の適切な管理を行う。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 ヶ月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- ・ 1 年間ににおける 1 ヶ月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 1 0 %以下にする。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 8 0 以下にする。(全国平均 1 0 0)
- ・ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 9 0 %以上にする。

3 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(2) 学校における措置の推進

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間やストレスチェックの結果等の状況を把握し、毎年度、目標の達成状況を市の H P で公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告する。本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校への個別の支援・指導を行う。また、保護者や地域の各団体等に対して、本計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。